

せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ(改修)

7.3.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえは表7.3.7により、種別は特記による。

特記がなければ、せっこうボードの目地工法が継目処理工法の場合はA種、その他の場合はB種とする。

表7.3.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

工 程	種 別		塗 料 そ の 他			面の処理
	A種	B種	規格番号	規格名称	種 類	
1 乾燥	○	○	—			継目処理部分を十分に乾燥させる
2 汚れ、付着物除去	○	○	—			素地を傷つけないように除去する
3 穴埋め・ パテかい	○	○	JIS K 5669	合成樹脂エマルション パテ	一般形	釘頭、たたき跡、傷等を埋め、 不陸を調整する
			JIS A 6914	せっこうボード用 目地処理材	ジョイント コンパウンド	
4 研磨紙刷り	○	○	研磨紙P120～220			乾燥後、表面を平らに研磨する
5 パテしごき	○	—	JIS K 5669	合成樹脂エマルション パテ	一般形	全面をしごき取り、平滑にする
			JIS A 6914	せっこうボード用 目地処理材	ジョイント コンパウンド	
6 研磨紙刷り	○	—	研磨紙P120～220			乾燥後、全面を平らに研磨する

(注) 1. 屋外及び水回り部の場合、工程3及び工程5の合成樹脂エマルションパテは、上に塗り重ねる塗料の製造所の指定するものとする。

2. 工程3及び工程5の石こうボード用目地処理材は、素地がせっこうボードの場合に適用する。

3. ケイ酸カルシウム板面の場合は、工程3の前に吸込み止めとしてJASS 18 M-201に基ずく塗料を全面に塗る。ただし、屋内で現場塗装する場合、吸込み止めに用いる材料は、上に塗り重ねる塗料の製造所の指定する水系塗料とする。

4. 仕上材が仕上塗材の場合は、工程3及び工程5に用いる塗料その他は、仕上塗材の製造所の指定するものとする。

5. 仕上材が壁紙の場合は、工程3及び工程5に用いる塗料その他は、壁紙専用のものとする。